

参考7 振動規制法対象施設と管理者法の資格の関係

番号	施行令別表 1	施設の区分	規模要件	選任すべき管理者	
1	金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		振動又は騒音・振動 2941 キロニュートン以上	
		ロ 機械プレス		振動又は騒音・振動 980 キロニュートン以上	
		ハ セン断機	原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。	管理者法上適用外*	
		ニ 鍛造機		振動又は騒音・振動 重量 1 トン以上のハンマー	
		ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。		
2	圧縮機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	管理者法上適用外*	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。		
4	織機（原動機を用いるものに限る。）				
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。		
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー			
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。		
7	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。		
9	合成樹脂用射出成形機				
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）				

* 実務経験としては算入することができます。